

三条市雇用調整資金貸付要綱

令和2年5月7日
告示第212号
改正 令和2年5月22日告示第213号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受ける市内事業者の事業継続及び雇用継続を図るため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「法施行規則」という。）第102条の2に規定する雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を受ける事業者に対し、予算の範囲内において雇用調整資金の貸付けを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定事業者 バー、キャバレー、ナイトクラブその他市長がそれに準ずると認める店舗を営業する事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項若しくは第11項に規定する営業又は午前0時から午前6時までの時間に営業する同条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業に該当するものに限る。以下「特定飲食事業」という。）又は従業員（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第3項に規定する短時間・有期雇用労働者並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2項に規定する派遣労働者を除く。）が20人未満の事業者が行う事業を営む者をいう。
- (2) 休業手当等 法施行規則第102条の3第2号イに規定する休業等に係る手当又は賃金をいう。
- (3) 助成金 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金をいう。

(対象者)

第3条 雇用調整資金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 市内に店舗を有する特定事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を適用して休業手当等につい

て助成金を受ける者

- (3) 法施行規則附則第15条の4の3第5項各号に掲げる要件に該当する中小企業事業主

(限度額等)

第4条 雇用調整資金の貸付限度額は、助成金の支給見込額の合計額（助成金の対象となる事業が特定飲食事業以外のものであって、助成金の算定根拠となる従業員が10人以上である場合にあっては、助成金の算定金額が多い者から数えて9人に係るものに限る。）のうち、市長が指定する期間に係るものとして市長が算出した額の2分の1の額とする。この場合において、算定した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 雇用調整資金の償還期日は、助成金の支給日（複数の助成金の支給を受ける場合にあってはいずれか遅い日）から起算して14日目の日とする。

(利率)

第5条 雇用調整資金の貸付利率は、無利子とする。

(償還等)

第6条 雇用調整資金の償還は、償還期日までに、全額を一括で償還する方法によるものとする。

- 2 雇用調整資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(償還免除)

第7条 市長は、雇用調整資金の貸付けを受けた者が次の各号に掲げるいずれかに該当し、雇用調整資金を償還することができなくなると認められるときは、当該雇用調整資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) 当該貸付けを受けた者が個人であって、死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたとき
- (2) 当該貸付けを受けた者が法人であって、解散したとき又は事業の継続が不可能となったとき

(一時償還)

第8条 市長は、雇用調整資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、当該雇用調整資金の貸付けを受けた者に対し、雇用調整資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(督促及び遅延損害金)

第9条 市長は、雇用調整資金の貸付けを受けた者が償還金を償還期日までに支払わなかったとき又は前条の規定により一時償還すべき金額を市長が定める期日までに支払わなかったときは、三条市私債権管理条例（平成23年三条市条例第18号）により督促し、督促手数料及び遅延損害金を徴収する。ただし、当該償還期日又は市長が定める期日までに支払わないことにつき、助成金の支給の遅延、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第10条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、雇用調整資金の貸付けを受けた者が償還期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第4条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

(借入れの申込み)

第11条 雇用調整資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、雇用調整資金借入申込書（様式第1号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 助成金の支給申請書類の様式第1号(1)の写し
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する賃金台帳
- (3) 助成金の額を算出できる書類

3 借入申込者は、借入申込書を市長が指定する日までに提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第12条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、雇用調整資金貸付決定通知書（様式第2号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第13条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに雇用調整資金貸付借用書（様式第3号。以下「借用書」という。）を市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第14条 市長は、前条の借用書の提出を受けた場合は、速やかに貸付金を交付するものとする。

(繰上償還の申出)

第15条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(償還の支払猶予の申出)

第16条 資金の貸付けを受ける者(以下「借受人」という。)は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書(様式第6号)を当該借受人に交付するものとする。

(遅延損害金の支払免除の申出)

第17条 借受人は、遅延損害金の支払免除を申請しようとするときは、遅延損害金支払免除申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、遅延損害金の支払免除を認める旨を決定したときは、遅延損害金支払免除承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除の申出)

第18条 雇用調整資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、雇用調整資金貸付償還免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人の精神又は身体に著しい障がいを受けたため貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- (3) 借受人の解散を証する書類
- (4) 借受人の事業の継続が不可能になったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、雇用調整資金貸付け償還免除承認通知書(様式第10号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(氏名等の変更届等)

第19条 借受人について、氏名若しくは住所又は法人の名称、代表者氏名若しくは所在地その他の借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が個人であって、死亡したときは、同居の親族が借受人に代わってその旨を届け出るものとする。

(助成金の支給日の報告)

第20条 借受人は、助成金の支給日が決定したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

申込者 住所（所在地）
氏名（法人の名称）
法人にあつては代表者氏名
電 話

⑩

三条市雇用調整資金借入申込書

三条市雇用調整資金の借入を受けたいので、次のとおり申込みをします。

記

- 1 店舗の名称及び住所
（店舗の名称）
（業種等）
（従業員数※）
（店舗の住所）
※ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を除く。また、業種等がバー、キャバレー、ナイトクラブその他市長がそれに準ずると認める店舗を営業する事業である場合は記載不要

- 2 借入申込額

円

※雇用調整資金貸付要綱の規定により算定される貸付限度額を上限とする。

様式第2号（第12条関係）

第 年 月 日

様

三条市長

雇用調整資金貸付決定通知書

年 月 日に申込みのあった雇用調整資金は、次のとおり貸付けを決定したので通知します。

記

貸付番号	第 号
貸付金額	円
償還期日	助成金の支給日（複数の助成金の支給を受ける場合にあつてはいずれか遅い日）から起算して14日目の日
償還方法	償還期日までに、全額を一括で償還
利率	無利子
遅延損害金	三条市私債権管理条例による

この通知書の交付を受けた後、速やかに雇用調整資金貸付借用書（様式第3号）を提出してください。貸付金の交付は、借用書の提出を受けた後に行います。
なお、助成金の支給日が決定したときは、速やかに報告してください。

様式第3号（第13条関係）

年 月 日

雇用調整資金貸付借用書

次のとおり借用いたします。

については、三条市雇用調整資金貸付要綱の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

記

借用金額 円

償還期日 助成金の支給日（複数の助成金の支給を受ける場合にあってはいずれか遅い日）から起算して14日目の日

償還方法 償還期日までに、全額を一括で償還

利 率 無利子

遅延損害金 三条市私債権管理条例の規定による

振込先口座

金融機関名				支店名	本店・（ ）支店		
金融機関コード				支店コード			
預金種別	普通・当座	口座番号					
ゆうちょ銀行	記号		番号				
	1		0				
フリガナ							
口座名義							

（宛先）三条市長

借 受 人 住所（所在地）
氏名（法人の名称）
法人にあっては代表者氏名

印

様式第4号（第15条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

借受人 住所（所在地）
氏名（法人の名称）
法人にあつては代表者氏名

④

繰上償還申出書

次のとおり、雇用調整資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号

借受人氏名（法人の名称及び代表者氏名）

償還期日

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第5号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

借受人 住所（所在地）
氏名（法人の名称）
法人にあつては代表者氏名

⑩

償還金支払猶予申請書

次のとおり雇用調整資金償還金の支払猶予を申請します。

記

申請内容	希望猶予期間	か月		
申請の理由 （具体的に）				
支払猶予期間の根拠	（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）			
貸付内容	貸付番号		償還期日	年 月 日

様式第6号（第16条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

三条市長

支払猶予承認通知書

年 月 日に申請のあった雇用調整資金償還金の支払猶予について、次のとおり承認したので通知します。

記

変更後の償還期日 年 月 日まで

様式第7号（第17条関係）

年 月 日

（宛先）三条市長

借受人 住所（所在地）
氏名（法人の名称）
法人にあっては代表者氏名

㊞

遅延損害金支払免除申請書

次のとおり雇用調整資金償還金に係る遅延損害金の支払免除を申請します。

記

貸付番号		
支払免除を申請する遅延損害金の金額		円
(遅延損害金の支払免除を要する具体的な理由)		

様式第8号（第17条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

三条市長

遅延損害金支払免除承認通知書

年 月 日に申請のあった雇用調整資金償還金に係る遅延損害金の支払免除につきましては、次のとおり承認したので通知します。

記

年 月 日償還予定の償還金元金 円に係る 年
月 日における遅延損害金 円の支払を免除します。

様式第9号（第18条関係）

雇用調整資金償還免除申請書

貸付 番号		借受 人名		償還 期日	年 月 日
免除申 請額	円（償還未済額の 全部 一部 で 円）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は 理由継続期間					
免除 申請者	借受人との続柄				
	住所（所在地）				
	氏名（法人の名称） 法人にあつては代表者氏名		印		
	電話				

上記のとおり雇用調整資金の償還免除を申請します。

年 月 日

（宛先）三条市長

様式第 10 号 (第 18 条関係)

第 年 月 日 号

様

三条市長

雇用調整資金償還免除承認通知書

年 月 日に申出のあった雇用調整資金の償還免除については、次のとおり扱うことにしましたので、通知します。

記

(承認内容)

全部免除

一部免除

区 分	申請日現在の償還未済額	償還を免除した額	申請日現在の状況で今後償還を必要とする額
元 金			
違約金			
合 計			

償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により、償還未済額につき三条市私債権管理条例に定める遅延損害金が更に加算されます。

様式第 11 号 (第 19 条関係)

氏名等変更届

貸付番号		
借受人	氏名 (法人の名称及び代表者氏名)	
	住所 (所在地)	
○で囲むこと 1 住所又は所在地の変更 2 改姓又は改名 3 法人の名称又は代表者氏名の変更 4 死亡若しくは行方不明 5 法人の解散 6 その他		(変更の内容)
雇用調整資金を借用中のところ、上記のとおり異動したので届け出ます。		
(宛先) 三条市長		年 月 日
借受人又は同居の親族 住所 (所在地) 氏名 (法人の名称) 法人にあっては代表者氏名		ⓐ